

産業廃棄物の種類の表記に用いた略記号

陶磁器等・・・ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は撤去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	第13号・・・ 政令第2条第13号廃棄物 自動車等破砕物・・・ 自動車等破砕物を含む 石綿含有・・・石綿含有産業廃棄物を含む
---	--

特別管理産業廃棄物の種類の表記に用いた略記号

強廃酸・・・ 腐食性廃酸（pH2.0以下の廃酸）	Hg・・・ 水銀またはその化合物
強廃アルカリ・・・ 腐食性廃アルカリ（pH12.5以上の廃アルカリ）	Cd・・・ カドミウムまたはその化合物
廃水銀等処理物・・・ 廃水銀等を処分するために処理したもの	Pb・・・ 鉛またはその化合物
有害汚泥・・・ 汚泥（判定基準に適合しないもの）	リン・・・ 有機燐化合物
有害廃酸・・・ 廃酸（判定基準に適合しないもの）	Cr・・・ 六価クロム化合物
有害廃アルカリ・・・ 廃アルカリ（判定基準に適合しないもの）	As・・・ ヒ素またはその化合物
有害鉍さい・・・ 鉍さい（判定基準に適合しないもの）	CN・・・ シアン化合物
有害ばいじん・・・ ばいじん（判定基準に適合しないもの）	トリ・・・ トリクロロエチレン
有害燃え殻・・・ 燃え殻（判定基準に適合しないもの）	テト・・・ テトラクロロエチレン
有害廃油・・・ 廃油（判定基準に適合しないもの）	ジ・・・ ジクロロメタン
	四・・・ 四塩化炭素
※ 判定基準とは、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第5号）で定める基準のことをいいます。	12・・・ 1,2-ジクロロエタン
	11・・・ 1,1-ジクロロエチレン
	シス・・・ シス-1,2-ジクロロエチレン
	111・・・ 1,1,1-トリクロロエタン
	112・・・ 1,1,2-トリクロロエタン
	13ジ・・・ 1,3-ジクロロプロペン
	チウ・・・ チウラム
	シマ・・・ シマジン
	チオ・・・ チオベンカルブ
	ベ・・・ ベンゼン
	Se・・・ セレンまたはその化合物
	ジオ・・・ 1,4-ジオキサン
	ダ・・・ ダイオキシン類

(注) 収集運搬業の部において、産業廃棄物の種類が丸印で表記されているものは、●は積替保管を含むもの、○は積替保管を含まないものを意味しています。なお、●で表記されているもので、取扱う有害物質の略記号で表記されているものにあつては、有害物質の種類によっては積替保管ができない場合がありますので、許可証で確認してください。